

短期退職時の手数料の取扱い

求人者が採用した求職者が、自らの意思により、又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合 弊社は、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととします。

1 カ月未満で退職した場合	8 0 %に相当する額
3 カ月未満で退職した場合	5 0 %に相当する額
6 カ月未満で退職した場合	1 0 %に相当する額

なお 求職者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払戻は行わないものとします。

許可番号	0 7 -ユ- 3 0 0 2 4 1
事業所の名称及び所在地	D-S T A F F 伊達貨物運送株式会社
	福島県伊達市箱崎字沖前73-3